

幼稚園教育等の制度改善を求める意見書

国は、平成22年6月の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、その中で現在の幼稚園、保育所及び認定こども園の垣根を取り払い、幼保一体化として新たに「こども園（仮称）」を創設し、「幼保一体給付（仮称）」の対象にすると位置づけている。

沖縄県の幼稚園は、戦後の米軍統治時代に公立幼稚園が小学校に併設され、義務教育に準ずる教育と位置づけられた。また、昭和42年の幼稚園教育振興法の制定により5歳児の就園を目的として、すべての小学校に設置された。

このような歴史的背景により、本県の5歳児の幼稚園就園率は全国平均を25ポイント上回り、現在でも80%台を維持するなど全国一高い状況である。また、地域の幼稚園と小学校の連携がしっかりと図られている。

就学前の幼児教育は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う教育であり、次世代育成や本県の将来を担う人材育成のため、質の高い幼児教育をすべての国民・県民が享受できる環境を整備するため、幼稚園や保育所等の制度改革が必要となっている。

しかしながら、政府の構想のとおり全国一律に幼保一体化が進められると、本県で戦後60年余りの歴史の中で培われてきた沖縄の幼稚園教育のよさが崩壊してしまう危険性がある。

よって、政府におかれでは、沖縄県が策定を進める新たな沖縄振興計画への支援を行うとともに、法制度として特に重要と思われる下記事項について、十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「子ども支援」を中心とした新たな沖縄振興計画の策定を支援すること。
- 2 幼保一体化の施策は沖縄県の幼稚園教育の歴史と現状を踏まえ、幼小連携を発展させる形で進め、幼稚園教育等の環境整備を図ること。
- 3 幼稚園の保育料等の料金の無償化を図り、その財源を措置すること。
- 4 認可保育所を充実させ、幼稚園や小学校とのネットワーク化を進めること。
- 5 学童保育の公設化を図り、5歳児も含めた学童保育を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月14日

沖縄県議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて